

竹原市民生都市建設委員会

令和4年6月17日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第30号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第31号 竹原市税条例等の一部を改正する条例案
- 3 議案第33号 竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和4年6月17日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
宮 原 忠 行	出 席
堀 越 賢 二	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
大 川 弘 雄
井 上 美 津 子
今 田 佳 男
金 森 保 尚

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局主任主事 置名拓真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
建 設 部 長	梶 村 隆 穂
税 務 課 長	井 上 光 由
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸

午前9時57分 開会

委員長（竹橋和彦君） おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第2回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第30号外2議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

議案第30号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） おはようございます。社会福祉課でございます。

それでは、議案第30号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の33ページ、議案参考資料の17ページとなります。

議案参考資料で説明をさせていただきますので、議案参考資料の17ページをお開きいただければと思います。

本案は、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を改定するものでございます。

改正内容につきましては、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を日額2万700円から日額2万600円に改めるという内容でございます。

改正の理由としまして、このたび広島県の報酬が引き下げられたことに伴いまして、報酬額を同額という形にて改定するものでございます。

広島県の報酬額と同額とする必要性でございますが、この法人指導監査業務につきましては、従来都道府県で実施していた業務が平成25年4月の社会福祉法の改正に伴いまして法人指導監査権限の一部が法定移譲され、現在市町で実施することとなっております。その際、平成25年度より各市町でそれぞれ報酬額を定める必要が生じたものでございますが、業務内容そのものがそれまで実施していた県の指導監査専門員と同じ内容であるということから、広島県が示しました報酬額に各市町が合わせてスタートしたという経緯がございます。こうしたことから、その後本市におきましては、報酬額については県の報酬水準に合わせていくことが妥当であるというふうに考えており、今般、県におきまして見直しをされた報酬額に合わせるものでございます。県では、毎年4月1日付で県の総務課が報酬額を定めているとお聞きしており、具体には健康福祉局地域福祉課のほうから同日付で報酬額を改定したとの情報を受けての改定となっております。

施行期日は公布の日、根拠法令は地方自治法第203条の2となります。

議案第30号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第31号竹原市税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） 税務課からは、市税条例等の改正案の上程になります。

それでは、議案書の35ページと議案参考資料の19ページになります。

議案第31号竹原市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、議案等補足説明資料で説明させていただきます。

1の改正の要旨につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について所得税と個人住民税の課税方式を一致させるとともに、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を延長するなど必要な規定を整備するものであります。

それでは、具体的な改正内容につきましては、2の(1)個人住民税につきましては、ア、特定配当等の課税方式に関する改正で、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と個人住民税を一致させる措置を講ずるものであります。下の見直しイメージ図にありますように、現行制度におきましては所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能ですありますが、金融所得課税におきましては所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から所得税と個人住民税の課税方式を一致させるものであります。

施行日は、令和6年1月1日になります。

次に、イ、(ア)、(イ)、扶養親族申告書の記載内容に係る規定の整備につきましては、配偶者等が退職手当に係る所得を有する場合、給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族申告書へ記載することとし、給与支払い報告書等を通じて賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう措置するために様式のほうを変更するものであります。

次に、ウの住宅ローン控除の期間延長につきましては、所得税から控除し切れなかった住宅ローンの控除額を控除限度額の範囲内において個人住民税から控除する措置について、所得税の住宅ローン控除の特例延長に伴い、同様に個人住民税も令和7年度まで延長するもので、併せて控除限度額について所得税の課税総所得金額等を7%から5%に引き下げるものであります。国による説明につきましては、これは消費税率の引下げに伴う対応といたしまして平成26年4月に5%から7%に拡充したもので、消費税率の引上げによる需要平準化対策が終了したことから元の5%に戻す措置を講じるものであります。

イ及びウの施行日につきましては、令和5年1月1日になります。

次に、(2)固定資産税につきましては、民法等の改正に伴い、DV被害者等への措置として、納税証明書閲覧に供する固定資産課税台帳または課税台帳記載事項証明書において住所が明らかにされることにより人の生命もしくは身体に危害を及ぼすおそれがある場

合は、当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたものを閲覧に供し、または交付しなければならないこととするものであります。

この改正につきましては、4月15日の当委員会におきまして報告いたしました専決処分と同様の内容になります。専決処分は、令和4年4月1日から閲覧または交付することができるとする規定であります。本改正の施行日であります令和6年4月1日からは閲覧または交付しなければならないとする規定に改正するものであります。

議案第31号につきましては、以上であります。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

市民福祉部は退室していただいて結構です。

議案第33号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） よろしく申し上げます。

都市整備課から竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書のほうは43ページになりますが、本日の説明につきましては議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の39ページをお開きください。

議案第33号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案。

1の提案の要旨であります。

北崎住宅の一部を用途廃止することに伴い、市営住宅の位置を変更するものであります。市営住宅の移転促進につきましては、これまで常任委員会の閉会中審査の中でも随時報告をさせていただいてきたところでありましたが、北崎住宅につきましては平成21年度から移転の取組を始め、昨年度末に北側部分の全ての移転と建物の解体を完了いたしております。

今回の改正といたしましては、北崎住宅の北側部分の用途を廃止するものでありますが、参考資料の40ページのほうを御覧いただきますと、現在の条例の別表で定めます北崎住宅の位置が、表の右側に記載となりますが、北側部分に位置します港町3丁目8番3号となっていることから、表の左側部分となりますが、南側部分に位置します港町3丁目10番4号に改めるものであります。

39ページにお戻りください。

この改正条例案ですが、実施期日につきましては公布の日といたしております。

以上が議案第33号の説明となります。よろしくお願いたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言についての要求のある方は申出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、付託議案についての委員間討議を始めます。

追加の質疑はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時14分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

これより本委員会の付託議案について順次討論，採決に入ります。

なお，討論，採決の順序につきましては，議案番号順に執り行ってまいります。

議案第30号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号竹原市税条例等の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会の付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

説明員は退席していただいて結構です。

その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時18分 閉会